

議案第 55 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「並びに別表第 10」を「、別表第 10 及び別表第 11 並びに別表第 13」に改める。

別表第 12 を次のように改める。

別表第 12 削除

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(手数料の名称等)</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8、<u>別表第10及び別表第11並びに別表第13から別表第19までに定めるとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8、<u>別表第10及び別表第11並びに別表第13から別表第19までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</u></p> <p><u>別表第12 削除</u></p>	<p>(手数料の名称等)</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8<u>並びに別表第10から別表第19までに定めるとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8<u>並びに別表第10から別表第19までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</u></p> <p><u>別表第12 (第2条関係)</u></p> <p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。)に関する事務</u></p>

	名称	事務	金額
1	個人番号カードの再交付手数料	法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合の再交付を除く。）	1枚につき800円